

平成31年度 大阪府障がい者委託訓練事業 企画提案公募にかかる質問と回答

■訓練実施関係・その他

【e ラーニング】

問1) 仕様書の訓練開講月は誤っているのではないか。

⇒ 訓練開講月の最終月は平成32年1月。なお、ホームページに修正後の「仕様書」を掲載する。

問2) 通所が困難な方を対象とするコースなので、選考試験以降修了式まで、すべてを受講者自宅で実施することは可能か。

⇒ 訓練は訓練受講者の自宅において行うが、選考試験やスクーリング等については原則として大阪府内の実施場所への通所により行う。

ただし、受講申込者及び訓練受講者の状況により通所が困難な場合は、大阪府と受託者で別途協議する。

なお、訪問指導による実施が可能な場合は、様式第3-5号により提案されたい。

問3) 仕様書の13訓練の実施(2)において、「受講申込者があった場合は、必ず訓練を実施すること。」とされているが、選考試験の結果により、全員不合格の場合でも訓練は必ず実施するのか。

⇒ 訓練受講者の選考試験の結果、全員が不合格となった場合は開講中止となる。開講最少人数を「1人」としているため、合格者が1人でもいる場合に必ず訓練を実施すること。